

台風等異常気象時の対応について

気象台が警報や特別警報を発表した場合、もしくは市町村が警戒レベル4以上を発表した場合は、以下の表のように対応をしてください。

なお、警報や特別警報については、尾張西部（一宮市・津島市・江南市・稲沢市・岩倉市・愛西市・清須市・北名古屋市・弥富市・あま市・豊山町・大口町・扶桑町・大治町・蟹江町・飛鳥村）および名古屋市のいずれかに発表されている場合です。

種類		自宅にいる場合の対応	学校にいる場合の対応	
気象台が発表	特別警報（「大雨特別警報」「暴風特別警報」など）	自宅待機 （学校は休業する）	校内待機 校外の避難所への移動 保護者へ引き渡し等	
	警報	暴風（雪）	自宅待機 ・始業2時間前までに解除 →平常登校 ・午前11時までに解除 →解除後2時間を経て授業 ・午前11時以降継続 →休業	下校または校内待機
		大雨・洪水	平常登校	平常授業
		その他	平常登校	
	注意報	強風・大雨・洪水	平常登校	
市町村が発表	一宮市・稲沢市のいずれか	警戒レベル4以上	自宅待機 （学校は休業する）	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業
	生徒が居住する市町村	警戒レベル4以上	避難 （学校は平常授業を行うが、 該当地区居住生徒は登校を要さない）	校内待機 校外の避難場所への移動 保護者へ引き渡し等
		警戒レベル3以下	平常登校	平常授業

※学校にいるときに警報が発表された場合で、通学路が危険と認められる生徒や、遠方からの通学等で帰宅が困難な生徒は、校内に待機させる。

※平常登校時や警報等の解除後でも、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等を踏まえて、校長が休業や授業の中止を決定する場合がある。また、通学路の冠水、河川の増水等により登校が危険な場合や、交通機関の途絶等により登校が困難な場合は、登校しなくてよい。

※警報等解除後の学校の再開については、ミマモルメまたは学校のホームページで連絡する。